

議案第三号

加谷地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年壹月廿貳日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年十月三十日現在の地番による。）
大字加谷字瀧ノ尻	<p>大字加谷字瀧ノ尻のうち四八の二以外の区域 大字加谷字上瀧ノ脇一九〇の一部、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六及びこれらと一体をなす国有地 大字加谷字瀧ノ脇七六一の二及び七六二の三二の一部</p>
大字加谷字上瀧ノ脇	<p>大字加谷字瀧ノ尻四八の二 大字加谷字上瀧ノ脇のうち一九〇の一部、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字加谷字瀧ノ脇七六二の三二の一部、七六二の三三及び七六二の三四</p>
大字加谷字瀧ノ脇	<p>大字加谷字瀧ノ脇のうち七六一の二及び七六二の三二から七六二の三四まで以外の区域</p>
大字穴鴨字向キツ	<p>大字穴鴨字向キツの全域 大字穴鴨字向キ津谷一三六三の二から一三六三の六まで及び一三六三の二と一体をなす国有地</p>
大字穴鴨字向キ津谷	<p>大字穴鴨字向キ津谷のうち一三六三の二から一三六三の六まで及び一三六三の二と一体をなす国有地以外の区域</p>